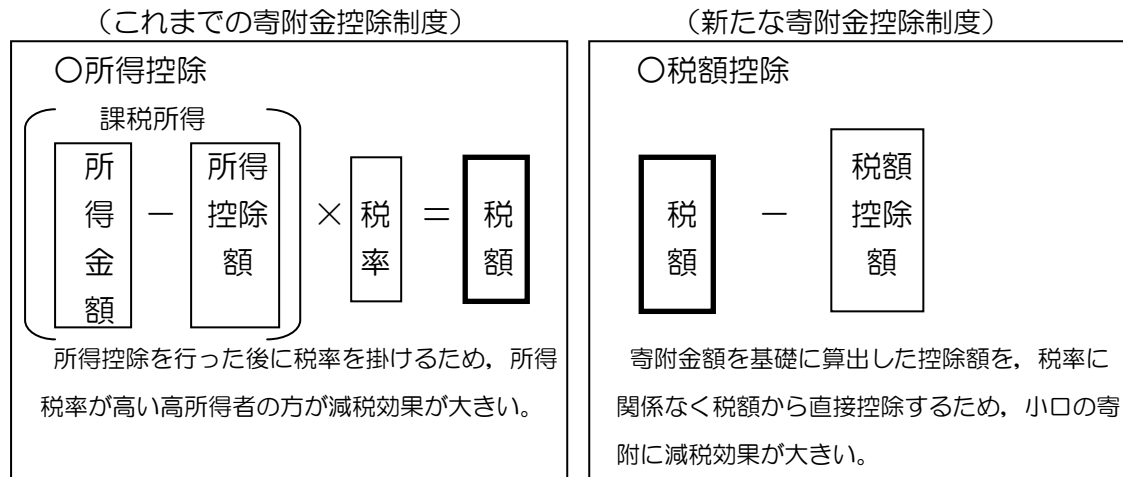


税額控除制度について（お知らせ）

平成 23 年 6 月租税特別措置法が改正され、個人が一定の要件を満たした公益財団法人へ支出した寄附金（賛助会費）については、既存の制度である所得控除と新たに導入された税額控除制度のうち、寄付者（納税者）の選択によりどちらか一方の制度を活用することが認められましたので、お知らせします。



具体の税額控除額の算出式

個人が支出した寄附金について、確定申告時に税額控除制度の適用を選択した場合、以下の算式により算出された額が、所得税額から控除されます。

$$\left[\begin{array}{|c|} \hline \text{税額控除対象寄附金} (\ast 1) \\ \hline \end{array} - 2,000\text{円} \right] \times 40\% = \begin{array}{|c|} \hline \text{控除対象額} (\ast 2) \\ \hline \end{array}$$

この額が所得税から控除されます。

※1 税額控除対象寄附金：税額控除対象法人への寄附金額

注：寄附金支出額が、総所得金額等の40%に相当する金額を超える場合には、40%に相当する額が税額控除対象寄附金となります。

※2 控除対象額は、所得税額の25%を限度とします。

その他

税額控除制度対象法人である旨の行政庁の証明書については、本会から別途寄附金（賛助会費）領収書とともに送りいたします。